

まとめ)及び各種チェックリスト(「不適切養育をうけた子どもの行動チェックリスト(CMTI)」、「日本感覚インベントリー(以後JSI-R)」、「トラウマ症状チェックリスト幼児版(TSCYC日本語版)」、「子どもの行動チェックリスト(CBCL日本語版)」)を評価し、さらに作業療法士が日本版ミラー発達スクリーニング検査(以後JMAP)及び臨床行動観察を行った。

【結果】

JSI-Rでは、前庭覚・固有受容覚・視覚・聴覚を中心にした感覚の受容に偏りを持つ子供が多い傾向があった。またJMAPを中心に行った作業療法士の評価からも、固有受容覚の入力を基礎とする姿勢の維持に関わる課題において、困難となっている子どもが多かった。CMTIの愛着指標において、注意域もしくは危険域に属する子ども達は約7割に達している。JMAPの所見とあわせて考えても何らかの関連性が疑われるが、現時点では症例数が少なく、関連性についての評価は不能であった。TSCYCを用いての評価で外傷一総合点尺度において25%の子どもが注意域もしくは臨床域であった。外傷記憶と感覚運動障害の関連性はやはり症例数が少なく不明である。生理的機能の自己調節について、睡眠においては、「寝付きが悪い」という解答が50%に認められ、食事においては「食が細い」という解答が約40%に認められている。

感覚運動障害をもつ子どもが多いことは確認できたが、愛着、トラウマ症状と生理的機能の関連性については症例数が少ないため評価不能であった。今後さらに症例数を重ね、さらに詳細の調査を行う必要があると考えられた。

6. 分離ケアに関する研究

1) 要保護児童の一時保護のあり方に関する研究(安部)

【方法】

研究方法としては、昨年今年と2回にわたって調査票を全国の児童相談所に送付し、回答を得ると同時に、昨年度は委託一時保護を受ける立場の関係機関へのアンケートを、今年は一時保護所に入所中の子ども達にアンケート調査を実施した。

平成18年度には全国に児童相談所は191ヶ所あり、うち113ヶ所に一時保護所が併設されている。委託一時保護はすべての児童相談所が行い、また警察からの身柄付通告は管轄の児童相談所に送致されるため、昨年度に引き続き、全国のすべての児童相談所に対して7月下旬に調査票を送付して現状や課題、意識などを調査した。

調査票は、一時保護に関する状況の調査(調査票Ⅰ)と、児童相談所一時保護所の状況の調査(調査票Ⅱ)、一時保護所運営のガイドライン作成に向けての項目妥当性の調査(調査表Ⅲ)、対応困難場面についての個別事例調査(調査票Ⅳ)、平成18年8月3日に児童相談所の一時保護所に保護されている小学4年生以上の子ども達へのアンケート調査(調査票Ⅴ)の5種類である。一時保護所を併設していない児童相談所には調査票Ⅰのみを送付し、一時保護所を併設している児童相談所には5種類すべての調査票を送付した。

【結果】

調査票Ⅰについては122ヶ所の児童相談所から回答を得て回収率は63.9%であり、一時保護所からの回答である調査票Ⅱ及び調査票Ⅲについては、75ヶ所から回答を得て、回収率は66.4%であった。調査票Ⅳの事例調査は120例が集まり、調査票Ⅴについては57ヶ所の一時保護所の協力で436票の回答を得た。

【結果】

児童相談所が行う一時保護は件数は7年間で20%の伸びであるが、のべ日数は90%も増え、その結果1人当りの入所日数は

7年間で約9日伸び、1所当りの入所児童数も昨年より6%増え、長期化や集団規模の増加が顕著である。

児童相談所の一時保護所は、児童相談所長が必要と判断した場合はいつでも保護できるという機能の性質上、集団の構成メンバーは毎日13%程度が入れ替わり、児童自立支援施設対象児、情緒障害児短期治療施設対象児など多様な子ども達が、安全を確保するために自由に外に出ることができない閉鎖された空間で、家族や親しい友人から切り離された不安定な気持ちを抱えて集団生活をしている。これは一時保護という機能に伴う構造的課題で、規模の大小や処遇の良し悪しには関係ない。そのため対応困難場面は頻発する。

その対応策の一つとして全国の児童相談所は委託一時保護を活用し、7年間で90%も増えている。一時保護所を併設していない児童相談所は委託一時保護の利用が4割あり、一時保護所がある児童相談所でも委託一時保護が20%もある。なお委託を受ける側は委託料の改善以上に委託に際しての情報や委託中の援助を求めている。

児童相談所の一時保護所には、心理士と学習指導の非常勤職員が国庫補助の対象である。しかしその配置は心理士では57%、学習指導員は形態が多様だが36%で、どちらも十分ではない。そこで心理士は業務内容を、学習指導についてはその内容について現状を分析し、対応策をガイドラインにまとめた。

一時保護所に入所している子ども達へのアンケート結果から、88%が楽しいと感じ67%は大切にされていると感じているが、62%は嫌な事があり74%の子どもはイライラすることがあると感じている。満足度が高い子どもは職員から話を聞いてもらったと感じる割合が高く、これは対応困難場面での有効な対応法と共通するものである。

上記のような研究結果を踏まえ、3つのガイドライン(案)と3つのマニュアル(案)を提案した。

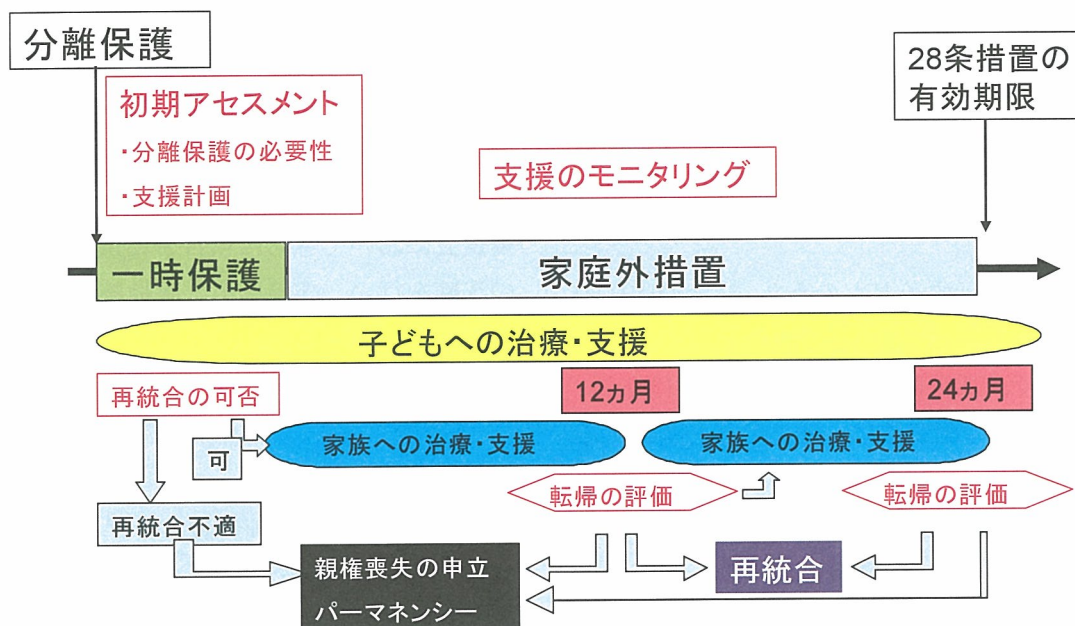
2) 虐待を受けた子どもと親への支援・治療の評価に関する研究(小野)

【方法】児童虐待のために児童福祉施設入所や里親委託などの家庭外措置を行った事例を対象に措置後2年間の児童相談所の関与と転帰の関係についての調査を行い、家庭外措置後の児童相談所の対応の現状と課題を検討し、合理的な対応システムの時間的枠組みについて検討した。

調査は平成15年度中に3カ所の児童相談所において児童虐待のために家庭外措置を行った83例を対象に、児童の年齢、性別、虐待種別、措置後2年間の児童の転帰、措置後の児童相談所の関与の程度について調査した。

【結果】35例(42.2%)が2年以内に家庭に復帰していたが、45例(54.2%)は2年間措置が継続され、3例(3.6%)はいったん解除されたが再度措置され2年が経過していた。再措置例を除く80例について、措置継続群と措置解除群とを比較したところ、措置後の児童相談所の関与は、解除群では児童が家庭に復帰したことで時間経過とともに児童との面接や施設への指導が減少するのに対し、継続群では関与が維持されていた。しかし、両群とも児童、保護者、家庭への関わりは13ヵ月以降は全般に低下しており、措置後1年を経過して以降は児童相談所の関与も減少し、継続的な措置になる可能性が高い傾向が認められた。これらの結果から、措置後1年間の関与が家庭復帰に重要な期間であると考えられ、措置後1年間の支援に力を注ぐとともに、1年を経過した時点でのアセスメントによりその後の支援計画(支援の追加・継続、パーマネンシーまたは再統合)を立案することが合理的であると考えられた。

図8. 分離保護後のアセスメントと支援・治療のTime Frame(改訂)



3) 施設内虐待の予防と介入及び子どものケアに関する研究 (加賀美)

【方法】

昨年度に引き続いて、施設内虐待の発生要因やそのメカニズムを明らかにし、その予防介入や入所児童のケアについて指標を見出すことを目的として、施設における子どもへの養育実態、職員の意識調査等を全国的に幅広く実施することにしてきた。しかし、2006年8月頃より、全国であいついで施設職員による子どもへの性的虐待の問題がマスメディアで大きくとりあげられた。こうしたことから、本研究協力者による緊急協議のうえ、以下の事を行った。

①報道された施設に対しヒアリング調査を実施した。

②上記の結果を受けて、施設内における性的虐待の発生の要因を明らかにする為に、入所児童の性的被害体験と性化行動の実態、さらにこうした児童の養育に当たる職員の抱える感情や、心理的傾向性を把握すること為の調査方法の検討し、質問紙を作成した。

【結果】

①ヒアリングの結果、施設内における職員による性的虐待の背景に、施設の養育環境の閉鎖性や職員の資質や倫理性、専門性の欠如が大きく関わっていることに加えて、入所児童が抱える性被害体験からくると考えられる性化行動が少なからずその起因になっていることが思量された。

②子どもの性的な行動に関しての職員への調査票を作成し、パイロットスタディーを行いつつある。

7. 非行・加害・問題行動に関する研究

1) 発達障害・被虐待体験・非行(加害行為)の関係に関する研究 (田中康雄)

【方法】

今年度は、司法、医療、施設のそれぞれの場において、発達障害と虐待と加害行為が絡んでいた事例を検討し、そこにある危険因子と保障因子を抽出した。その際に、主に検討した事柄は、家庭環境、対人関係能力、発達障害、被虐

待体験、解離症状、非行の有無と内容などである

【結果】

事例1, 2, 3からは、発達障害は不適切な養育状況を醸し出す可能性を有すること、虐待は、子どもの発達を歪め、それは時に不可逆性となることもあり、結果的に「発達障害」像を呈するという解答に至らない両面の視点が抽出できる。

加害行為を示す子どものうち、社会適応に困窮した子どもが、周囲からの誤解し対応に晒されることで、加害側に移行する可能性はあるし、社会適応の困窮さは、発達障害と関係する可能性もある。

事例化するのには、保障因子の少なさが目立つ。加齢とともに、保障因子が減少していく場合も考える必要があり、思春期の影響も考えなければならぬ。それらを踏まえて、発達障害、不適切な養育、反抗や非行や加害行為のそれぞれとその関係について論じた。

2) 加害行為を行う子どものアセスメントとケアに関する研究(富田)

【方法】

昨年度作成した児童生活評価票を全国58の児童自立支援施設の直接処遇職員580名に対して配布し、これを用いて実際に児童の生活の評価を行った上で、項目の妥当性について評価してもらい、それを分析して暫定版をつくり、暫定版の項目を用いて因子分析を行い、項目選択を行い、第2版「生活ものさし」を作成した。

【結果】

53施設480名より回答を得た。回収率は施設数ベースで91.4%、回答者人数ベースで82.8%であった。ここで得られた結果を用いて、まず、直接処遇職員による評価点の高いものから順に項目を選出し、そのうち意味的に重複していると思われるものを除外して、最終的に78項目からなる第2版暫

定版を作成した。次に、項目選定の参考とするため、この暫定版の項目を用いて、因子分析を行ったところ、昨年度KJ法を用いて行った概念構成とおおむね一致するいくつかの因子が得られた。各因子中のいくつかの項目はKJ法による概念構成とは異なっていたが、そのほとんどは容易に解釈が可能なのであった。これらの資料に基づいて、検討委員会においてさらに項目の精選、構成概念の洗練を行い、評価票第2版最終版「生活ものさし」を作成した。

D. 考察

予防に関しては、両親教室のガイドラインができ、SBS予防の方法が示され、乳児期の予防の試みや育児支援家庭訪問事業の効率よい実施が提言された。これらの結果と他の予防法を考え、どの時点でどのような予防が行われるかを明らかにして漏れのない予防が行われるような全体像の提言が必要になる。

在宅支援に関しては、制度の変更により戸惑いが大きく、今回の結果を得られるまでも多くの議論がなされた。また、在宅支援は連携が欠かせないにもかかわらず、実際には多くの問題が存在する。当研究班においても、職種の相違で考え方が異なることが明確になり、それぞれの分野での提言やガイドラインは示されたものの、多職種が総合的に係わるガイドラインが必要である。そこで、今年度やコミュニケーションに関する研究もを行い、今後、求められている連携のあり方とそれを前提とした総合的在宅支援ガイドラインの作成が必要である。

医療システムに関しては、複数の研究者が中核病院を中心とした医療体制の整備が必要であることを根拠を持って提言しており、それが政策に生かされることが求められている。

特殊な虐待に関しては男子の性虐待の存在とその実態及び危険性が示され、施設内性加害・被害への対応プログラムが実行され効果が示

された。また、日本における司法面接の実際が示されその特徴も明らかになった。一方で医療ネグレクトや代理によるほら吹き男爵症候群（MSBP）などを扱うことが多い医療機関と児童相談所の連携は決して理想的ではないことが明らかとなった。今後増加すると考えられる特殊な虐待に対応するためには、①司法面接などの制度を整えること、②上記の医療体制整備を行う中で児童相談所との連携が改善するような配慮が必要であることが明らかとなった。

分離ケアに関してはこれまで殆んど検討されてこなかった一時保護所の実態と問題が明らかになり、一時保護所での対応マニュアルも作成された。一時保護所の量的・質的整備は急務であり、この結果が各都道府県での一時保護対策に生かされることが求められている。

初年度に提示された分離ケアの考え方のモデルに関して、更に研究がなされ、タイムフレームの根拠が示された。今後、このモデルを実行するために必要なアセスメントのあり方とケアのあり方が提言されていく必要がある。

治療法に関しては、トラウマ、愛着、感覚統合に焦点を当てた治療に貸し手の研究が進められた。それぞれの根拠も明確になり、効果の測定が行われている。今後、これらの治療の適応を明らかにして、治療が進められていくことが必要である。

非行・加害などの行動の問題に関しては、発達障害や虐待との関係のメカニズムが検討された。今後、防止のための保障要因の構築の提言が望まれる。また、非行に至った子どもへの児童自立支援施設での生活内ケアを明らかにする指標として「生活ものさし」が作成された。今後、その運用と活かし方が提言されることが必要である。

そして、これらの「切れ目ないケア」を支えるためのソーシャルワーカーおよびケアワーカーの養成のためのトレーニングのあり方が検討され、提言された。これを元に効果的なトレーニングが行われるような体制整備が求め

られている。また、今後の「切れ目ないケア」の推進のための検討・研究を行う基礎としてのデータベースの構築を行い、その有用性を提示した。今後の前方視的研究のモデルとすることが望まれる。

E. 結論

虐待に係わる「切れ目ないケア」を実現するために、予防、在宅支援、分離ケア、治療、特殊な虐待、問題行動、それらを支える基礎としてのトレーニングおよび研究の基礎のそれぞれにおいて、実証的研究が行われ、多くの成果物を出すことができた。今後、それらを総合して位置づけることと、普及を行うことが必要である。

F. 研究発表

別紙参照

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
奥山眞紀子	性的虐待を疑うとき,	桃井真里子	小児虐待 医学的対応マニュアルー医療現場で子どもを守るために	真興交 易(株)医 書出版 部	東京	2006	81-94
奥山眞紀子	わが子への虐待 医学的立場から	田中敏隆 松原達哉 金澤一郎	「子どものこころ」 の見方、育て方	培風館	東京	2006	278-285
奥山眞紀子	PTSD の診断と治療の選 択は？	五十嵐隆 他	EBM 小児疾患の 治療	中外医 学社	東京	2007	578-583
杉山登志郎	虐待に関連するストレス 障害とその治療	桃井真里子	小児虐待 医学的対応マニュアルー医療現場で子どもを守るために	真興交 易(株)医 書出版 部	東京	2006	153-165
宮本信也	第VI章 保育施設や学 校から虐待についての 相談を受けたら	桃井真里子	小児虐待 医学的対応マニュアルー医療現場で子どもを守るために	真興交 易(株)医 書出版 部	東京	2006	95-100
宮本信也	第 IX 章 Munchausen syndrome by proxy ー子 どもを代理としたミュンヒ ハウゼン症候群ー	桃井真里子	小児虐待 医学的対応マニュアルー医療現場で子どもを守るために	真興交 易(株)医 書出版 部	東京	2006	120-124
宮本信也	これだけは知っておきたい小児医療の知識	別所文雄	摂食障害	新興医 学出版 社	東京	2006	413-418
田中康夫	ADHD 医学モデルへの挑 戦			明石書 店		2006	
田中康雄	なぜ ADHD のある人が成 功するのか			明石書 店		2006	

田中康雄	質問紙法による AD/HD 症状の評価	齋藤万比古, 渡部京太	注意欠陥／多動性障害－AD／HD－の診断・治療ガイドライン		じほう社	2006	39-41
田中康雄	広汎性発達障害との鑑別	齋藤万比古, 渡部京太	注意欠陥／多動性障害－AD／HD－の診断・治療ガイドライン		じほう社	2006	81-83
田中康雄	親ガイダンス	齋藤万比古, 渡部京太	注意欠陥／多動性障害－AD／HD－の診断・治療ガイドライン		じほう社	2006	141-143
田中康雄	学校との連携	齋藤万比古, 渡部京太	注意欠陥／多動性障害－AD／HD－の診断・治療ガイドライン		じほう社	2006	144-148
田中康雄	地域連携システム・親の会・自助組織等	齋藤万比古, 渡部京太	注意欠陥／多動性障害－AD／HD－の診断・治療ガイドライン		じほう社	2006	149-152
富田拓	児童自立支援施設入所児童の精神医学的問題	小野善郎	子どもの福祉とメンタルヘルス	明石書店	東京	2006	175-201
加賀美尤祥	総括“子どもたちの社会的自立が確立するまで”		子ども・家庭福祉の明日に向けて				88-98
田中 究	アスペルガー症候群と子ども虐待	石川 元	現代のエスプリ (464) アスペルガー症候群を究める I	至文堂		2006	

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Okuyama, M.	Child Abuse in Japan	Current problems and future perspectives	JMAJ49 (11・12)	370-374. 9.3-6	2006

奥山 眞紀子	外傷後ストレス障害	小児内科	38	99-101	2006
Okuyama, M.	Child Abuse in Japan	Current problems and future perspectives	JMAJ49 (11・12)	370-374. 9.3-6	2006
奥山眞紀子	医療機関における子ども虐待データベースの構築	日本小児科学会雑誌	110(7)	926-933	2006
奥山眞紀子	外傷後ストレス障害	小児科診療増刊号	69	920-923	2006
奥山眞紀子	子どもの虐待	実践救急医療(日本医師会雑誌特別号)	135	291-294	2006
奥山眞紀子	問題行動(性的逸脱、反社会行動)	今日の小児治療指針	14	537	2006
奥山眞紀子	虐待が子どもにもたらす影響	児童心理	2月号臨時増刊	35-41	2006
奥山眞紀子	虐待の早期発見法とその対応	小児科臨床	59・4	756(202)- 762(208)	2006
奥山眞紀子	虐待予防における分娩機関の役割	周産期医学	36・8	951-955	2006
奥山眞紀子	子ども虐待	周産期医学 増刊号 周産期医学必修知識	第6版	926-927	2006
奥山眞紀子	睡眠障害	小児内科 増刊号 小児疾患の診断治療基準	第3版	752-753	2006
奥山眞紀子	保健活動と虐待死の予防ー児童虐待による死亡事例の検証からー	保健の科学	48(9)	689-693	2006
奥山眞紀子	親と子の愛着関係の形成とは何か	月刊福祉	4月特集号	12-17	2006
奥山眞紀子	「素顔拝見」小児の医療体制は、もっとしっかりと洗いなおす必要があります	月刊 新医療		178-179	2006
奥山眞紀子	子どもの育ちと性 第1回 性の分化とアイデンティティの発達	児童養護	37-1	35-38	2006
奥山眞紀子	子ども達はSOSを発している	情報誌 [ウルラ]		1-2	2006

奥山眞紀子	子どもの育ちと性 第 2 回 性 への関心の発達と思春期の性 の発達	児童養護	37-2	35-38	
奥山眞紀子	里親制度への期待と里親制度 の課題	里親と子ども	1	114-115	2006
奥山眞紀子	愛着-トラウマ問題と自己感の 発達	子どもの健康科学	7	21-25	2006
奥山眞紀子	子どもの育ちと性 第 3 回 性 的虐待がもたらす心理的影響	児童養護	37-3	35-38	2006
奥山眞紀子	子どもへの虐待	臨床精神医学	35 巻増 刊号	311-315	2006
奥山眞紀子	学校での子ども虐待防止	精神科臨床サービス	7	97-100	2007
奥山眞紀子	子どもの育ちと性 第 4 回 性 被害への対応	児童養護	37-4	35-38	2007
奥山眞紀子	こどものこころの症状に気づい たら 第 1 回 虐待を受けた子 ども	日本医事新報	4320	102-104	2007
杉山登志郎	子ども虐待と発達障害:第4の 発達障害としての子ども虐待	小児の精神と神経	46(1)	7-17	2006
杉山登志郎	被虐待児童に対する集中アセ スメント入院の試み	小児の精神と神経	46(2)	121-132	2006
杉山登志郎	発達障害としての子ども虐待	子どもの虐待とネグレクト	8(2)	202-212	2006
Sugiyama, T	Attention-deficit/hyperactivity disorder and dissociative disorder among abused children	Psychiatry and Clinical Neurosciences	60	434-438	2006
杉山登志郎	被虐待児の治療効果に関する 客観的評価の試み	小児の精神と神経	46(4)	281-284	2006
杉山登志郎	被虐待児症候群	小児内科	38 巻増 刊号	850-851	2006
杉山登志郎	ADHDと行為障害(非行)	そだちの科学	6	72-79	2006
杉山登志郎	精神療法によって愛着の修復 は可能か?	そだちの科学	7	113-119	2006
杉山登志郎	発達障害の理解と対応	精神科看護	33	14-19	2006

Sugiyama T.	Increased serum levels of glutamate in adult patients with autism	Progress in Neuro-Psychopharmacology and Biological Psychiatry	30	1472-1477	2006
杉山登志郎	アスペルガー症候群の現状	日本臨牀	65(3)	401-406	2007
宮本信也	子ども虐待の理解と対応	福祉心理学研究	3(1)	1-7	2006
Fujiwara, T	(in press) The Role of Altruistic Behavior for Generalized Anxiety Disorder and Major Depression among Adults in the United States	Journal of Affective Disorders			
Fujiwara, T	(in press) Population Strategy to Address Child Maltreatment in Japan	Public Health			
藤原武男	医療機関における子ども虐待データベースの構築	日本小児科学会雑誌	110(7)	926-933	2006
藤原武男	小児虐待と性感染症	小児科	47(9)	1313-1319	2006
白川美也子	被虐待歴をもつ親の育児支援-DESNOSの理解から-	保健の科学	vol. 48	923-929	2006
白川美也子	児童青年期の統合失調症, 小児疾患の診断治療基準	小児内科	(38)増刊号		2006
白川美也子	性的虐待の初期対応	小児科臨床	60(4)	595-603	2007
山崎知克	児童青年期の統合失調症, 小児疾患の診断治療基準	小児内科	(38)増刊号		2006
山崎知克	乳児院における親支援について	乳児保育	154	5-8	2006
田中康雄	いわゆる反社会的行動を示す子どもへの対応	精神科治療学	21	265-272	2006
田中康雄	虐待された子どもが示す非行・犯罪	子どもの虐待とネグレクト	8	306-316	2006
田中康雄	ADHDの明日を信じて	そだちの科学	6	2-9	2006
田中康雄	軽度発達障害の理解	月刊保団連		4-11	2006

田中康雄	発達障害の症状評価	精神科	8	66-72	2006
田中康雄	発達障害を抱えながら越える10歳の節目	臨床心理学	6	481-486	2006
青木豊	愛着研究・理論に基礎付けられた乳幼児虐待に対するアプローチについて	児童青年精神医学とその近接領域	47(1)	1-15	2006
青木豊	乳幼児の愛着障害	小児内科	38(1)	42-45	2006
富田拓	児童自立支援施設—子ども達は変わったか—	精神科治療学	21(12)	1331-1336	2006
佐藤拓代	予防のためのアセスメント	保健の科学	49(1)	55	2007
佐藤拓代	両（母）親教室と虐待予防	周産期医学	36(8)	983-987	2006
佐藤拓代	地域における子ども虐待の予防	小児保健研究	65(2)	184-189	2006
加藤曜子	市町村ネットワークのこれからのあり方—予防から自立支援までを担う保健活動	保健の科学	48	767-773	2006
加藤曜子	市町村ネットワーク（要保護児童対策地域協議会多機関間会議—実務者会議を中心に考える	流通科学大学論集			2007
加賀美尤祥	論壇	季刊児童養護	37(4)		
田中究	多重人格の臨床	精神医療	44	8-17	2006

そのほか

奥山眞紀子	子どもの理解(医学的視点), 地域における児童虐待の早期発見及び解決に向けた被虐待児	親を支援する人材養成事業(最終報告)	平成 17 年度 研究 報告 書	67-94	2006
奥山眞紀子	社会的養護の現状と今後のあり方	子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究	平成 17 年度 厚 労 科 研	22-27	2006

安部計彦	児童相談所との定例実務者会議で虐待激減	市町村における児童虐待防止ネットワークづくりの基本と方法(主任研究者:加藤曜子)	平成14年度こども未来財団	57-59	
山崎知克	乳児院における関わりの難しい保護者への対応マニュアルに関する研究調査	平成18年度児童関連サービス調査研究事業報告	財団法人こども未来財団		2007

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究
（主任研究者 奥山真紀子）

分担研究報告書

分担研究者 萩原總一郎 四天王寺国際仏教大学教授

子ども虐待に対応するソーシャルワーカー及び ケアワーカーのトレーニングに関する研究

萩原總一郎 四天王寺国際仏教大学教授

研究要旨

子ども虐待に関する相談が激増するなか、とりわけ援助が困難なケースに対応する児童相談所や児童福祉施設におけるソーシャルワーカー及びケアワーカーに対する専門的なトレーニングが益々重要となってきた。しかしながら、これらの機関における人材育成としての研修等トレーニングの実情については、これまで十分に把握されず、トレーニングに関する研究も極めて少ない。このため、昨年度に引き続き、児童相談所の児童福祉司や児童福祉施設の児童指導員・保育士等のトレーニングの実情と人材養成機関等におけるトレーニングの実施状況を把握し、わが国におけるソーシャルワーカー及びケアワーカーの人材育成としてのトレーニングのあり方について研究を行うものである。

研究協力者

岡本正子 大阪教育大学教育学部
桐野由美子 京都ノートルダム女子大学
才村真理 帝塚山大学心理福祉学部
坂本正子 大阪府東大阪子ども家庭センター
—
阪本博寿 児童養護施設「清心寮」
農野寛治 大阪大谷大学教育福祉学部
藤本勝彦 社会福祉法人「大阪衛生会」
前橋信和 関西学院大学社会学部
毛受矩子 四天王寺国際仏教大学

A. 研究の目的

児童相談所や児童福祉施設の子どもの虐待に対応する援助機関における人材育成としての職員研修等トレーニングについては、必ずしも十分とは言えない状況にあり、適切な対応や援助ができず、虐待が重篤化する事例や虐待の再発・死亡事例も少なくない。

このため、児童相談所や児童福祉施設の援助機関で行われているソーシャルワーカー及びケアワーカーに対するトレーニングの内容、方法及びシステム等について、その実情を把握するとともに、今後、必要且つ有効なトレーニング

ニングのあり方について研究を行うことにより、子ども虐待に適切に対応・援助が出来るよう、必要なトレーニングプログラムを作成するなど、ソーシャルワーカー及びケアワーカーの資質の向上を図ることに資することを目的とする。

B. 研究の方法

1. 児童相談所の児童福祉司や児童福祉施設等の保育士・児童指導員に対して、トレーニングに関する意識等を把握するため、質問紙によりアンケート調査を行う。
2. 調査対象を近畿府県の児童相談所（指定都市を含む）22ヶ所のすべての児童福祉司、大阪府・大阪市・堺市所管の児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 44ヶ所の施設経験2年目及び5～7年目の保育士・児童指導員とする。
3. 堺市所管の4児童養護施設の新任職員に対して、平成18年10月の1ヶ月間、OJT 実践例調査を行う。
4. トレーニングのあり方を検討するため、人材養成機関等を訪問し、トレーニングの実情について聞き取り調査を行う。
5. 昨年度行った Dr Eileen munro 氏へのインタビュー内容の詳細を確認するため、イギリスにおけるソーシャルワーカーのトレーニングに関する動向把握を行う。
6. 上記の調査と昨年度調査の結果に基づいて、今後、どのようなトレーニングが必要且つ有効かを検討するなど、わが国におけるソーシャルワーカーやケアワーカーに対するトレーニングのあり方について提言する。

C. 調査の実施

1. 調査の実施にあたっては、アンケート用紙を郵送し、郵送による回収方法を執った。な

お、児童福祉司アンケート調査では各児童相談所へアンケート用紙を送付し、施設職員アンケート調査では、各施設に対してアンケート用紙を送付した。

2. 調査期間は平成18年10月23日～11月17日とした。

3. 調査対象者数は児童福祉司については厚生労働省調べを、施設職員については大阪府社会福祉協議会の協力を得て事前の予備調査により確認した。

4. 人材養成機関等の調査は、予め調査項目を送付した上で、訪問による聞き取り調査を行った。訪問による聞き取り調査に当たっては、分担研究協力者の協力を得た。なお、訪問先は研修機関2ヶ所、養成及び研修機関2ヶ所、児童相談所3ヶ所、児童養護施設1ヶ所、乳児院1ヶ所、保健師研修担当部署及び保健所1ヶ所 計10ヶ所

5. イギリスのソーシャルワーカーのトレーニングに関する動向把握については、訪英機会があった分担研究協力者に依頼し、協力を得た。

D. 調査結果の概要

1. 児童福祉司アンケート調査結果の概要

昨年度は、近畿府県市の児童相談所における職員のトレーニングの内容、方法、システム等の実情及び課題について調査を行った。今年度は、同じく近畿府県市の児童相談所の児童福祉司を対象にアンケート調査を実施し、人材育成のための方法であるオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下、OJT とする）、スーパービジョン（以下、SVとする）、研修の実情と効果等について分析を行った。

(1) 調査対象と回収率

アンケート調査は、近畿2府4県3政令市の

児童相談所22ヶ所の児童福祉司376名を対象に、平成17年度に受けた(指導を行った)OJT、SV、研修について、20ヶ所(90.9%)、212名(56.4%)から回答が得られた。回答率の低さは、平成18年度に新規採用あるいは異動で児童相談所に配置された職員が一定数いるためと推察される。

回答のあった児童福祉司の経験年数は、3年未満が50.2%、5年未満が67.8%、5年～10年が19.9%、10年以上が15.2%であった。昨年度の調査では約6割の児童福祉司が5年未満であったが、今回の調査では約7割となっている。経験年数の短い職員が多いことはベテラン職員の退職期と人事ローテーションが短いことに起因すると想定されるが、児童相談所の専門性に対する社会的要請と逆の現象が生じていることは看過できない深刻な実情であるといえる。

児童福祉司の年齢は、20代から50代のどの年齢区分にも広がり、性別でも全体のバランスはとれている。経験年数との関係で見ると、他の職場での職歴をもった職員が児童福祉司として配属されていることが窺える。学問的背景では、社会福祉が55.3%で過半数を占め、次いで心理学25.1%、社会学18.6%となっている。

164人(77.4%)の児童福祉司は児童虐待事例を担当しており、一人平均25.7件の児童虐待事例を担当している。

(2)研修の受講状況と効果

回答者175名が平成17年度に受講した研修は、一人平均8.58回、8.83日となっている。所内研修では、一人平均3.14回、3.13日、所外研修が5.41回、5.70日で、所外研修のウエイトが高い。所外研修は、厚生労働省や近畿児童相談所が実施する研修、市町

村や施設との合同研修、学会や民間団体が主催する研修など多岐にわたっている。

受講して役立っている研修は、所内研修が最も多く、次いで学会や民間団体の研修となっている。これは、所内研修は実際の相談業務に必要なかつ有用な内容で実施されており、学会や民間団体が行う研修は職員の関心や課題意識から職員が自発的に受講し、獲得感を伴うものと考えられる。役立ったと思う具体的な内容の主なものは、「子どもの発達・パーソナリティと問題行動の理解」、「児童福祉司として必要な価値・倫理の理解」、「各種援助技術の理解と技術の習得」、「虐待対応ソーシャルワークの理解と技術の習得」、「子ども家庭相談の理解と対応方法」であり、児童福祉司に求められる専門性そのものであるといえる。

(3)OJTによる指導と効果

平成17年度にOJTを受けたと回答したのは、212名中83名で39.2%と少ない。これは、指導者を除いたとしても、平成18年度から児童相談所に配置された職員がかなり多くいることによるものと想定される。

OJTを受けた職員の44.6%は大いに役立っている、47.0%は役立っていると回答し、8.4%はどちらともいえない、あまり役立っていない、役立っていないと回答したものは少ない。OJTが役立っている内容については、順位1では「調査のポイントや面接目的を把握し、初期のアセスメントと対応方法を学んだ」が最も多く、次に「具体的な面接方法(聞き方、返し方)を学んだ」が多い。順位1～3までの全体では「具体的な面接方法(聞き方、返し方)を学んだ」、「調査のポイントや面接目的を把握し、初期のアセスメントと対応方法を学んだ」、「機関の役割や権限を理解し、児童相談所におけるソーシャルワークを学んだ」、「面接や家庭訪

問の内容を振り返り、総合的なアセスメントや対応方法を学んだ」、「家族力動やストレスを理解し、家族全体の把握の仕方を学んだ」が上位となっている。他にも「関係機関とのケースカンファレンスでの役割など、連携の具体的方法を学んだ」、「迷いや課題、自身の癖や性格傾向に気づくなど自己覚知に役立った」など、実務を行う上での幅広い具体的な対応の基本や方法の習得に役立っていることが窺える。

次に、OJTの指導者から見たOJTの有効性については、指導を行った回答者33名のうち36.4%が大いに有効である、57.6%が有効である、6.1%がどちらとも言えない、と回答している。有効であるとする理由の上位は、「職員の力量にあわせた指導育成ができる」32.2%、「日常業務に直結した実践的育成ができる」32.2%、「その場で指導育成でき、時間をとらない」19.4%となっている。

こうした結果から、児童相談所におけるOJTによるトレーニングは、指導を行ったものと受けたもののどちらからみても有効であることが明らかになった。

(4)SVによる指導と効果

個別SV(スーパーバイザーとスーパーバイジーの1対1でのSV)を平成17年度に受けたと回答したのは212名中102名(48.1%)で、スーパーバイザー数を除いても低い割合となっているのは、平成18年度から児童相談所に配置された職員が比較的多いことによると考えられる。

SVを受けた回数については、受けたと回答した者の内、月4回以上が67名(65.7%)と最も多く、月3回程度が9名(8.8%)、2回程度が10名(9.8%)、1回程度が7名(6.9%)となっている。3分の2は概ね週1回程度SVを

受けているが、SVを受ける頻度が少ない職員もおり、1回以下が9名(8.8%)あった。SVを受けた職員の51名(51.0%)は大いに役立っている、44名(44.0%)は役立っている、3名(3.0%)はどちらともいえない、と回答している。あまり役立っていない、役立っていないはそれぞれ1名(1.0%)であった。役立っている理由で最も多いのが「子どもとその保護者の理解と対応に役立っている」で、次いで「緊急対応が必要な事態の対処方法を理解することができるようになった」、「子どもの問題行動の理解と対応及び援助の仕方に役立っている」、「判断や援助の仕方等の支持を得て、仕事への取り組みに自信が持てるようになった」となっている。

一方、SVを行った指導者の回答者は30名で、SVは大いに有効であると回答したのは7名(23.3%)、有効であるが21名(70.0%)、どちらともいえないが2名(6.7%)であった。大いに有効とした割合が低いものの、9割以上が有効性を認識している。有効であるとした理由は、上位から、「時間をかけて話を聞くことができ、丁寧に育成できる」、「専門的な知識や技術について総合的に指導育成ができる」、「職員の経験や力量に合わせた指導育成ができる」、「仕事をつまづきや悩みを聞くことができ、適切にサポートすることができる」となっている。OJT同様、SVが児童福祉司の育成には欠かせない方法であることは明らかである。

次に、集団SV(複数職員が参加して行う所内ケースカンファレンス等によるSV)について、受けた回数については、98名の回答者のうち、月4回以上が43名(43.9%)、3回程度が14名(14.3%)、2回程度が15名(15.3%)、1回程度が12名(12.2%)で、約4割が週1回程度のカンファレンスに参加していることがわ

かる。しかし、1回以下が14名(14.3%)おり、所内におけるカンファレンスの回数自体が少ないのか、当該職員の参加回数が少ないのか、見ていく必要がある。集団SVの有効性については、大いに役立っている36名(37.1%)、役立っている56名(57.7%)、どちらとも言えない5名(5.2%)で、OJT、SVと同様に9割以上が役立っているとしている。その理由は、個別SVと同じ理由が挙げられている。集団SVの指導者からみても、大いに有効である6名(25.0%)、有効である14名(58.3%)、どちらともいえない3名(12.5%)、まったく有効でない1名(4.2%)で、8割以上の指導者が有効であるとしている。

(5)望ましいトレーニング

アンケート回答者に自由記述で望ましいトレーニングのあり方について意見を求めたところ、貴重な意見が以下の通り多く記載された。

1)OJTに関する記述

- ・ 児童相談所での対応は問題も多様で数も多い。新人に対しては各場面における対処のノウハウのわかるようにベテランについてマンツーマンで学ぶやり方はよい。
- ・ 新規採用に限らず新任(ベテランであっても)OJTは必要、自分流のやり方になってしまうことに危機感あり。
- ・ 実際のケース対応について、例えば面接前後のOJTトレーニングが一番身に着くと感じられる。
- ・ 時間や場所を設定せず実際の仕事を通じてその都度必要な指導を受け、本人自身が自分の考え方、仕事の仕方を見直し続けること。

2)SVに関する記述

- ・ 児童相談所業務に理解のある所外指導者によるSV機能が重要と考える。
- ・ 制度や理論研修、具体のケース検討、担当

ケースのSVなどバランスが重要。

- ・ 別組織によるSVなどのトレーニングが大切。各ブロックでトレーニングセンターを作るべき。
- ・ ケース対応する際にSVと同行して、その都度対応方法等の振り返りを行う。
- ・ 知識や技術の習得と並行して、ワーカー自身の内的な対人援助の課題をサポートできる継続的なSVを保障すること。
- ・ 自分の疑問を積極的に発言でき、解決できる時間と場所があること。常に相談できる上司がいることが望ましいトレーニング。
- ・ 随時SVを受けられる人的体制の確保。

3)研修に関する記述

- ・ 研修参加機会の確保、業務多忙で参加できないことが多い
- ・ 援助に直接活かせる内容のもの、プラス価値・倫理に関わるもの。
- ・ 研修を受ける余裕時間がない。まずはその確保だと思う。
- ・ 業務に時間的に支障がでない時間・曜日で、業務に直結するような内容の研修がほしい。
- ・ 判断対応のみでなく、その根拠となるアセスメントについて、事例を通じた訓練を与えてくれること。
- ・ 2~3年に1度職場を離れて1週間程度研修センターなどでワークショップが受けられたら良い。
- ・ 単発でなく年間を通して外部機関における体系的な訓練が良い。
- ・ 人それぞれ自分にあったトレーニングは異なると思う。集団での研修もいいが、少ない人数での研修がもっとあった方がいいと思う。
- ・ 受講日程の確保、関連分野の知識が得られるものや現場に即した研修。
- ・ ロールプレイや心理劇などの演習を通して

面接技法を体得していくこと。

- ・ 計画的体系的なトレーニングを人的財政的なバックアップのもと、組織としてきちんと行うこと。個人の負担、自己啓発のみに頼り援助者としての力量がバラバラである現状の改善が急務。

4) その他の記述

- ・ 事例を数多く経験すること。
- ・ ケースを通して援助方法や介入方法等を自分なりにイメージして実践につなげていく。上手くいかない時にフィードバックし、修正方法を考える。とにかく数多くの実践経験をつんでいくことが向上につながる。
- ・ 自分で振り返って課題に気づき、足りない部分を自覚的に補い、次に繋げていけるような自律的職員を育成していくことが必要である。
- ・ 専門性を蓄積できるような体制を整備し、若い職員が育つ環境が必要だと思う。
- ・ 自分なりの対応の仕方を見つけられるトレーニング。
- ・ 明確なアドバイスを伴う指導訓練、業務の目的や根拠が理解できる指導訓練。
- ・ ゆったりした時間の中でトレーニングを行いたい
- ・ 本を読むこと

このことは、児童相談所で日々業務にあたる職員がトレーニングの必要性や今後のあり方について常に意識し、専門性の向上を志向していることの顕れであると言えよう。

いくつかのキーワードで整理すると、**・外部の指導者や機関の活用、職場を離れたトレーニング** **・事例や演習を通じて** **・振り返りと気づきや厳しい状況の予測** **・トレーニング内容のバランス、体系化** **・個人に合ったトレーニングの方法** **・時間の確保** **・専門職配置** **・人事ローテーション** などとなっている。いずれの意

見も、高い社会的要請を受け多忙な中、より高度な専門性を志向する児童相談所職員の置かれた現状と心理が如実に反映されている。

2. アンケート調査結果から見た課題と今後のあり方

(1) 児童福祉司の専門性

アンケート調査結果から、近畿ブロックの児童相談所22ヶ所の児童福祉司のほぼ半数の経験年数は3年未満、約7割が5年未満であることが明らかとなった。10年以上のいわゆるベテラン職員は僅か15.2%に過ぎず、新規採用にせよ他の部署等からの配置転換にせよ経験年数の浅い職員が約7割を占めており、毎年このような調査が行われてはいないため経験年数別の児童福祉司の配置状況を正確には把握できないが、こうした状況がかねてより指摘されていることから、ごく一部の自治体を除く多くの自治体では経験年数の短い児童福祉司の占める割合が高い状況が長年続いていると考えられる。

このことは、指導者が少ない、或いはその立場で十分な指導ができない状況を生み出し、後進の育成が十分にできない組織になる可能性を孕んでいる。子どもと家庭に対応するソーシャルワークを展開し、さらに虐待対応ソーシャルワークの実践を行うべき児童相談所における専門性の蓄積に大きく影響することであり、児童虐待事件が発生するとしばしば児童相談所の対応の不備が問われる背景のひとつともいえる。

児童福祉司の経験年数の短さは、人事ローテーションが3年から5年としている自治体が多いことが最大の理由であるが、現在の児童相談所の業務の重大さや過重さにより、職員が長続きしない原因となっている場合も少な

らずあると考えられる。また、平成16年の児童福祉法改正で児童福祉司の任用要件が見直され、任用の幅が広がったが、各自治体がどのような採用方式を採るか、任用資格要件をどのように規定するかに加え、人事ローテーションの考え方などにかかなりの幅があることから、全国的に児童福祉司の経験年数をアップさせることは容易なことでない。

今後、児童福祉司の専門性をどのように位置付けるか、すなわち、経験年数によってどのレベルの専門的内容が求められるのか、組織全体の専門性は如何にあるべきかなど、多面的な検討を行うことにより、改めて任用資格要件や人材育成のあり方を見直す必要がある。

(2) 研修

児童相談所における研修はかなり意識されており、厚生労働省が主催するものを始め、各自治体においても様々な工夫が行われ、各地で多様な研修が実施されていることが明らかとなった。ただ、昨年度の調査では、自治体によって研修メニューの多寡があり、十分な予算が確保されにくいといった課題以外に、専門性に対する意識の差も大きいものと推測された。

アンケート結果からは、所内研修が最も役立ったという回答が多く、実務にすぐ役立つテーマや内容が不可欠であることは明らかである。次に、学会や民間団体が行う研修が役立ったとしている。これは、与えられる研修ではなく、自主的に求めるテーマや内容の研修を職員が必要としており、専門性の獲得に繋がることにもなっている。

研修全体で役立ったと思う内容には、「子どもの発達・パーソナリティと問題行動の理解」、「児童福祉司として必要な価値・倫理」、「各種援助技術の理解と技術の習得」が上位に挙げられ、児童相談所業務の基本として必要な内

容であることがわかる。

研修については、国が実施するものと自治体が実施するものとの分担や有機的な連携が今後さらに必要であり、自治体の規模の差などによる非効率性をカバーするため、地域ブロック単位での研修の実施、あり方について検討することが求められる。

(3) OJT

これまで、児童相談所の歴史においてSVは専門性の確保、維持に必要な方法として取り入れられ、スーパーバイザーも位置付けられてきたが、OJTについては先輩職員が新任職員を育成する期間を設け、傍について指導を行うという意味で実施されてきた以外あまり意識化されることはなかった。しかし、今回のアンケート調査ではOJTを定義して示した結果、受けた職員も指導を行った職員ともに9割が大いに役立っている、役立っていると評価しており、日常業務に則して行うOJTが児童相談所において有効であることが示された。受けた職員が役立ったとする内容は、調査のポイントや面接目的の把握、初期のアセスメントと対応方法、具体的な面接方法(聞き方、返し方)を学んだことであった。

指導側からは、職員の力量に合わせた指導育成ができること、日常業務に直結した実践的育成ができることが上位に挙げられている。本調査研究で児童養護施設において実施したように、今後、児童相談所においても同様にOJTについて具体的な実践例を詳細に集積すれば、より明確で有効な指導内容を浮き彫りにすることが可能になるとと思われる。

施設でのOJT実践報告にあるように、3分の2は指導者からの働きかけであったことから、児童相談所においても指導者側がOJTについて認識し、意識的に行うことが必要であろう。

現在の児童相談所は多くの関係機関との連携のもとに事例対応を行っており、特に、経験年数の浅い職員に対しては、地域ネットワークにおける市町村等の機関とのやりとりの場面でOJTを意識し、指導を有効に行うことが重要である。

(4)SV

児童相談所の業務を行う上で、SVはなくてはならないものであり、すべての児童相談所において実施されているはずであるが、指導者側がその意義や効果について十分認識していることが前提となる。アンケート調査結果から見ると、受けた職員の51.0%は大いに役立っている、44.0%は役立っていると回答したのに対し、SVを行った指導者の23.3%が大いに役立っている、70.0%が役立っているという結果であり、大いに役立っているとする割合が指導する側で低く、行ったSVの効果について自信のなさがあるものと推測できる。これは、概念としてのSVは児童相談所に深く浸透してはいるものの、SVとは何か、また具体的な方法について十分な知識や技術が浸透していないことを現しているのではないかと思われる。

これまでの研修では、ベテラン児童福祉司、児童虐待対応のエキスパートの養成を目的とするものが多かったが、今後は、組織対応の中核を担う指導者としてのスーパーバイザーの育成に主眼を置いた研修を強化することが必要である。併せて、集団SVの有効な手法として、ケースカンファレンス、ケーススタディの持ち方、進め方に関するトレーニングを指導者養成の一環として行うことが必要である。

3. 施設職員アンケート調査結果の概要

児童養護施設等に入所する子どもには、児童虐待を主訴とする場合が増加している。子

どもたちと日々の生活をともにする保育士や児童指導員等は、自傷・他害・パニック行動など、子どもが示す様々な問題行動への対応に追われ、疲弊の状況は慢性化しつつある。このため児童養護施設等において、子どもたちと適切に関わることができる職員養成のためのトレーニングプログラムの作成は喫緊の課題である。施設職員のトレーニングの実情把握を、昨年度の施設調査に引き続き、今年度は施設職員を対象にアンケート調査を実施した。調査結果の概要は以下の通りである。

(1)調査対象と回収率

アンケート調査対象施設は、大阪府・大阪市・堺市所管の児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の44ヵ所、アンケートは39ヶ所の施設(88.6%)から回答があった。アンケート対象者は、対象施設に勤務する2年目及び5～7年目の保育士・児童指導員284人(予備調査により対象者数を把握)で、全体の75.4%に当たる212人から回答を得た。その内訳は、2年目の職員が94人(44.3%)、5年目の職員が52人(24.5%)、6年目の職員が32人(15.4%)、7年目の職員が30人(14.2%)で、無回答が4人(1.9%)となっていた。施設経験が5年目になると、施設経験2年目の職員の半数近くになり、施設経験6年目からは、職員数の減少幅が小さくなっていることから、施設経験5年目までで、他施設への転勤や退職する職員が多いことが窺えた。

(2)新任職員のときに感じた困難

施設に採用された1年目の新任職員のときに、仕事をする上でどのような困難を感じたかという問には、子どもの問題行動への対処に困難を感じたが全体の25.7%、子どもの日課の管理等子ども集団の指導に困難を感じたが